

令和6年度屋外広告士試験

問題 A

関係法規

試験時間：9:40～10:40（退出可能時間：10:20～10:30）

次の注意をよく読んでから始めてください。

1. これは問題Aです。表紙を除き8ページ15問あります。
2. 問題はすべて必須問題です。
3. 氏名・受験地はマークシート解答用紙に記入してください。
4. 受験番号はマークシート解答用紙に記入し、該当する番号欄を鉛筆で塗りつぶしてください。
5. 解答はマークシート解答用紙の番号欄を鉛筆で塗りつぶしてください。
6. 1問に2つ以上解答した場合は正解としません。
7. 解答を訂正する場合は、消しゴムでていねいに消して訂正してください。
8. マークシート解答用紙は退席の際に回収します。
9. この問題冊子は持ち帰っても構いません。

【問1】屋外広告物法第2条第1項に定める屋外広告物として、**適切でないもの**はどれか。

1. 個人住宅の玄関に表示された居住者の名が記された表札
2. 冠婚葬祭のため一時的に表示される案内看板
3. トラックの荷台の側面全体に表示された求人広告
4. 店先のスピーカーを用いた人の音声による売出しの広告

【問2】屋外広告物法第3条に定める広告物の表示等の禁止に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、都市計画法第2章の規定により定められた景観地区について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止しなければならない。
2. 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認める場合であっても、屋外広告物法第3条第1項において広告物の表示等が禁止される場所として規定されていない葬儀場や社寺の境内については、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することはできない。
3. 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、商業地域であっても、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。
4. 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、特定の市町村の全域にわたって広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

【問3】屋外広告物法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、ネオンサインの点滅及び時間制限についての基準を定めることができる。
2. 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。
3. 屋外広告物法に基づく条例の適用に当たっては、国民の経済活動の自由を不当に侵害しないように留意しなければならない。
4. 屋外広告物法第9条に基づく屋外広告業の登録制度を定める条例には、罰金又は過料を科する規定を設けることはできるが、懲役を科する規定を設けることはできない。

【問4】屋外広告物法に規定する屋外広告業に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 都道府県は、その区域内において屋外広告業の登録を受けようとする者について、営業所ごとに登録試験機関の行う試験に合格した者、都道府県の行う講習会の課程の修了者又はこれらと同等以上の知識を有するものとして条例で定める者のいずれかを業務主任者として選任しなければならない旨を条例に定めることとされている。
2. 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内で屋外広告業を営もうとする者について都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができるが、その対象範囲は、当該区域内に営業所を有している者のみである。
3. 屋外広告業とは、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の製作若しくは設置を行う営業をいう。
4. 都道府県、指定都市、中核市又は景観行政団体である市町村は、条例で定めるところにより、その区域内で屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとするすることができる。

【問5】屋外広告物法に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示した者に対し、その除却や修繕を命じることはできるが、その表示の停止を命じることはできない。
2. 都道府県知事は、屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示している者の所在は不明であるものの、その氏名は判明している場合には、同法第7条第2項に基づく略式代執行を行うことはできない。
3. 都道府県知事は、はり紙が屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例に明らかに違反して表示されている場合であっても、それが管理されずに放置されていることが明らかでなければ、当該はり紙を自ら除却することはできない。
4. 都道府県知事は、屋外広告物法第7条第1項に基づき、一定の期限を定め違反広告物の除却を命じた場合において、その措置を命ぜられた者が、除却に着手したものの、所定の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、自ら除却を行うことができる。

【問6】屋外広告物条例ガイドラインに関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 自家用広告物は、規則で定める基準に適合するか否かを問わず、屋外広告物条例ガイドライン第6条にいう許可地域内においても知事の許可なく表示することができる。
2. 屋外広告物条例ガイドライン第3条にいう禁止地域内で指定された景観保全型広告整備地区においては、規則で定める基準に適合する自家用広告物の表示であっても、あらかじめ知事への届出を要する。
3. 国または地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物で知事が指定するものは、屋外広告物条例ガイドライン第5条にいう禁止物件である信号機にも表示することができる。
4. 生産緑地法に基づく生産緑地地区の標識は、法令の規定により表示される広告物に含まれ、屋外広告物条例ガイドライン第3条から第10条までの規定が適用除外となる。

【問7】屋外広告物条例ガイドラインに関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 広告物協定を締結しようとする場合においては、当該広告物協定に係る土地所有者等の全員の合意をもってその旨を定め、知事の認定を受けなければならない。
2. 広告物協定においては、当該広告物協定に違反した場合の措置については規定することができない。
3. 広告物協定の有効期間は、3年を超えることができず、知事は申請に基づき、その有効期間を更新することができる。
4. 広告物協定を廃止しようとする場合においては、当該広告物協定に係る土地所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、知事の認定を受けなければならない。

【問8】屋外広告物条例ガイドライン運用上の参考事項として規定される「指定都市及び中核市の登録の特例」に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。なお、A県内には指定都市であるB市のほかに、指定都市および中核市は存在しないものとする。

1. A県内の指定都市B市の区域のみで屋外広告業を営もうとする者は、B市長の登録を受けなければならないが、それに加えてA県知事の登録を受けることまでは要しない。
2. A県内の指定都市B市の区域およびA県内のB市以外の区域にまたがって屋外広告業を営もうとする者は、A県知事の登録を受けなければならないが、それに加えてB市長へは届出で足りる。
3. A県内の指定都市B市の区域およびA県内のB市以外の区域にまたがって屋外広告業を営む者に対して登録の取消しを行うことができるのは、A県知事およびB市長である。
4. A県内の指定都市B市の区域およびA県内のB市以外の区域にまたがって屋外広告業を営む者に対して、B市長は、B市の区域内における営業停止命令等の必要な指導・監督を行うことができる。

【問9】屋外広告物条例ガイドラインに関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 知事は、屋外広告物条例の規定による許可をする場合において、特にやむを得ないと認めるときは、許可の期間を3年をこえて定めることができる。
2. 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
3. 条例に違反している疑いのある広告物がある場合には、知事は職員に命じて当該広告物の存する土地又は建物に立ち入って検査をさせることができる。
4. 知事は、許可の基準に適合しない屋外広告物の表示であっても、特にやむを得ないと認めるときは、屋外広告物審議会の議を経て、当該広告物の表示を許可することができる。

【問10】屋外広告物条例ガイドラインに関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 広告物を良好な状態に保持しておくために必要な管理を行う義務を負うのは、広告物の管理者に限られる。
2. 広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷状況の点検は、広告物の表示者又は広告物の所有者が自ら行わなければならない。
3. 知事は、広告物の表示者に対して措置命令を発することはできるが、広告物の管理者に対して措置命令を発することはできない。
4. 規則で定める一定の広告物の管理者は、登録試験機関が行う試験に合格した者その他の規則で定める資格を有するものでなければならない。

【問11】 景観法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 景観計画区域内において、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為をしようとする者は、原則として、あらかじめ、その設計又は施行方法などについて景観行政団体の長から許可を受けなければならない。
2. 景観計画においては、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項のうち、良好な景観の形成のために必要なものを定めるものとされている。
3. 景観行政団体は、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため景観協議会を組織し、関係行政機関のほかにも商工関係団体や住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。
4. 景観計画は、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画及び当該景観計画区域について定められている公害防止計画との調和が保たれるものでなければならない。

【問12】 道路法に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 道路法第32条に基づき道路管理者から道路占用の許可を受けようとする者は、その申請書に工事实施の方法及び工事の時期を記載しなければならないが、道路の復旧方法を記載する必要はない。
2. 道路管理者は、幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合、区域を指定して道路の占用を制限することはできるが、これを禁止することはできない。
3. 道路法第32条所定の道路占用の許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の適用を受けるものである場合には、道路占用の許可の申請書の提出は、対象地域を管轄する警察署長を経由して行うことができる。
4. 道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認める場合、道路の占用に関する工事で道路の構造に係るものならば、あらかじめ道路占用者に通知することなく当該工事を自ら行うことができる。

【問13】労働安全衛生法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 建設業に属する事業の元方事業者は、原則として、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所において作業を行うときは、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害を防止するため、店社安全衛生管理者を選任しなければならない。
2. 建設業に属する事業の仕事で所定のものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行わなければならない。
3. 事業者は、その事業場の業種が建設業に該当するときは、新たに職務につくこととなった職長及び作業主任者に対し、作業方法の決定及び労働者の配置に関することについて、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
4. 事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で所定のものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の30日前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

【問14】建設業法に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 報酬を得て建設工事の完成を目的として締結した契約であっても、その名義が委託契約となっている場合は、建設業法の規定が適用される建設工事の請負契約とはみなされない。
2. 建設業の許可を受けるに際しては、その営業所ごとに、建設業法に定める一定の資格又は実務の経験を有する者を専任のものとして置く必要がある。
3. 元請負人が、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目や作業方法を定める場合、あらかじめ、下請負人に意見を聴く必要はない。
4. 建設業者は、建設工事に関し、請負契約の適正化を図るため、当該工事の請負契約が成立するまでの間に、注文者に対し必ず当該工事の見積書を交付しなければならない。

【問15】 行政代執行法に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 法律に基づき行政庁により命ぜられた行為は、代執行の対象となりえるが、法律により直接に命ぜられた行為は、代執行の対象となりえない。
2. 行政庁は、代執行の対象となりえる行為を義務者が履行しない場合、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められても、他の手段によってその履行を確保することが困難であるときでなければ、代執行を行うことができない。
3. 行政上の義務の履行確保に関しては、行政代執行法で定めるものを除いては、法律の委任に基く命令、規則及び条例の定めるところによるとされている。
4. 代執行を行うには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないとき、代執行をなすべき旨の戒告を予め文書又は口頭でしなければならぬが、危険が切迫しているときは、所定の要件のもと、戒告を経ないで代執行をすることができる。